

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課（室） 生活衛生課

法令名	水道法	法令の番号	昭和32年法律第177号		
不利益処分の種類	水道事業、供給事業の認可の取消	根拠条項	第35条第1項		
処分基準	<p>水道法第35条第1項に該当するとき処分できる。</p> <p>（認可の取消）</p> <p>第三十五条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。</p> <p>ただし、① 給水人口5万人以下である水道事業に関する厚生労働大臣の権限                  ② 1日最大給水量が、25,000 m<sup>3</sup>以下である水道用水供給事業に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>				
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課
					目次 NO